

平成 2 9 年 第 9 回

# 武蔵村山市教育委員会定例会

平成 2 9 年 9 月 2 1 日

武蔵村山市教育委員会

## 平成29年第9回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成29年9月21日(木)

開会 午前 9時29分

閉会 午前10時29分

2. 場 所 武蔵村山市役所4階 401大集会室

3. 出席委員 持田 浩志(教育長) 土田 三男

本木 益男 島田 妙美

杉原 栄子

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 内野 正利 学校教育担当部長 佐藤 敏数

指導・教育センター担当課長 勝山 朗 教育総務課長 井上 幸三

教育施設担当課長 比留間光夫 学校給食課長 神山 幸男

文化振興課長 山田 義高 スポーツ振興課長 指田 政明

図書館長 加藤 秀郎 指導主事 赤坂 弘樹

指導主事 今井 一馬

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策グループ 本木 豊

東出 真実

## 議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 その他

◎開会の辞

○持田教育長 おはようございます。

本日の会議に際し、4名の方から傍聴の申し出があり、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので、報告いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

これより平成29年第9回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

---

◎議事日程の報告

○持田教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

---

◎日程第1 会期の決定

○持田教育長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

---

◎日程第2 前回会議録の承認

○持田教育長 日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

---

◎日程第3 教育長報告

○持田教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

1点目でございます。平成29年第3回市議会定例会一般質問対応状況についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育部長から報告いたします。

内野教育部長。

○内野教育部長 おはようございます。

それでは、平成29年第3回市議会定例会一般質問対応状況について御説明申し上げます。

第3回市議会定例会につきましては、9月5日から9月28日までの会期で現在開催されております。一般質問につきましては、9月8日から9月13日までの4日間にわたり行われました。

教育委員会関係の質問につきましては、10人の議員の方々から11項目の質問がございました。

その中で委員の皆さんに直接関連したところでは、道徳教科書の採択についての質疑が行われましたが、資料1にお示ししたとおり、教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律などの関係法令に基づき、質疑・協議の上、採択教科書を決定し、その後、議案を作成し、全会一致で議決されたものであり、適切な委員会運営が行われた旨の答弁をいたしました。

なお、その他の一般質問に対する答弁要旨等につきましては、資料のとおりですので、後ほど御参照いただきたいと思います。

以上です。

○持田教育長 続きまして、2点目でございます。

平成29年度武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」前期受講内容等一覧についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

勝山指導・教育センター担当課長。

○勝山指導・教育センター担当課長 それでは、平成29年度武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」受講申請一覧について御報告いたします。

資料2には、平成25年7月に施行となりました武蔵村山市立学校教員研修奨励基金条例に

に基づき、平成29年度に当該教員研修を受講申請した教職員の一覧を示してございます。

本教員研修奨励基金は、頑張っている教員を応援したいという市民の篤志家からの御寄附により、勤務成績が良好で、本研修の目的を遂行できる者、児童・生徒に対して、優れた指導力を発揮し、後進の模範となる者、研修後に市の学校教育の指針達成及び充実のために指導的役割を果たすことができる者などを対象として、当該教職員が自主的に行う研修に対して助成を行う制度でございます。

この研修について、平成29年度に教員からの申請及び校長からの推薦に基づき同研修奨励審査会を経て、受講が決定した教員につきまして、一覧で掲載をさせていただきました。4つの研修につきましては、既に研修が終了してございます。

1つ目のE-Communication Program、こちらは、武蔵村山市民会館が主催の事業で、武蔵村山の小学生と横須賀に住む外国人ファミリーによる国際交流を目的とした研修でございます。

2つ目のCALA教師語学文化海外研修は、国に先駆け、来年度より全面実施を予定しております小学校英語及び英語活動並びに国際理解教育の推進、教員の資質向上を図るために有効な研修でございます。

3つ目の子どもの日本語教育研究会第2回ワークショップ@名古屋でございますが、小中一貫校村山学園日本語学級主任の我彦主任教諭が、本市における日本語学級の指導の充実を図るために参加をした研修でございます。

4つ目のマレーシアの諸学校における日本文化に関する授業を通じた異文化理解でございますが、こちらはマレーシアにおいて、英語で日本文化紹介の授業を現地の子供たちに行ったり、現地の大学の講義を受講したりする研修でございます。

これらの研修を受講した教職員は、その内容を活用して教育活動に取り組むこととなります。また、その成果を所属校のみならず、市内に還元する目的で、平成30年2月には武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」報告会を開催する予定でございます。教育委員会といたしましては、教職員を育成する視点から、校長会と連携をして、今後も本制度の積極的な活用に向けての周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、3点目でございます。

平成29年度夏季教職員研修会出席状況についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

勝山指導・教育センター担当課長。

○勝山指導・教育センター担当課長 それでは、平成29年度夏季教職員研修会出席状況について御報告いたします。

資料3には、今年度実施いたしました職層別の研修や教育相談、輝け未来の管理職研修など、合計15の講座への参加人数を学校別に記してございます。

8月の定例教育委員会で御報告をいたしました夏季教職員研修会及び特別支援教育講演会は、表の4番、7番、9番でございます。この3つの研修会への参加教職員が多かったことも含め、今年度研修会に参加した教職員は延べ637人で行いました。

本研修会の内容を各小・中学校の児童・生徒に還元できるよう、今後も引き続き指導・助言をしていくとともに、来年度一層充実した研修を計画してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、4点目でございます。

平成29年度授業実践交流会実施要項についてでございます。

資料4を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

勝山指導・教育センター担当課長。

○勝山指導・教育センター担当課長 それでは、平成29年度授業実践交流会につきまして御説明をいたします。

今年度は、小学校、中学校の授業実践交流会を同日に、小中一貫校村山学園を会場といたしまして開催をいたします。

狙いは、各教科等を担当する教員が相互に授業を公開し合うとともに、授業改善の在り方について講師から指導を受けることにより、教員の授業力の向上を図ることとでございます。

日時は、平成29年10月4日水曜日、午後1時45分から授業開始となっております。全25学級において、18の教科等の授業、分科会協議を行います。当日御指導をいただきます講師の先生は、裏面に掲載のとおりでございます。

当日は、教育委員定例学校訪問を兼ねておりますので、御参観いただき、御指導いただければ幸いです。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、5点目でございます。

平成29年度「東京都教育の日」推進事業についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

勝山指導・教育センター担当課長。

○**勝山指導・教育センター担当課長** それでは、平成29年度「東京都教育の日」推進事業につきまして御説明をいたします。

次代を担う子どもたちの教育について、都民全体で取り組んでいく契機として、毎年11月の第1土曜日が東京都教育の日となっております。今年度は、11月4日土曜日でございます。東京都では、この日を中心とする前後の期間に、都民の皆様が教育に関心を高め、教育についてともに考えていく契機となる取組を行います。

こちらの一覧表には、「東京都教育の日」の推進事業として、各校の取組一覧を載せてございます。この一覧につきましては、東京都教育委員会のホームページに掲載されます。詳細につきましては、各校にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○**持田教育長** 続きまして、6点目でございます。

第30回武蔵村山市グラウンドゴルフ大会の開催結果についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

指田スポーツ振興課長。

○**指田スポーツ振興課長** それでは、資料6、第30回武蔵村山市グラウンドゴルフ大会の開催結果について御報告いたします。

9月10日日曜日に開催いたしましたグラウンドゴルフ大会につきましては、70チーム350人の方に参加をいただき、盛大に開催することができました。競技につきましては、優勝が学園自治会Aチーム、準優勝が三ツ藤バーディズAチーム、第3位が緑丘会Aチームという結果でございました。また、大会では延べ111人の方がホールインワンを達成したところがございます。

大会には、日本グラウンドゴルフ協会指導員の方にお越しいたいただき、ルール、マナー、実技等の講習会も実施し、76人の方が講習を受けたところがございます。

教育長並びに教育委員の皆様におかれましては、開会式及び閉会式に出席をいただき、ありがとうございました。お礼申し上げます。



以上でございます。

○持田教育長　続きまして、7点目でから9点目までの3件を一括して報告いたします。

7点目、第12回地区ふれあいスポレク大会の開催について、8点目、平成29年度少年少女スポーツ大会第34回少年少女サッカー大会の開催について、9点目、第45回武蔵村山市民駅伝競走大会の開催についてでございます。

資料7、資料8及び資料9を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長　それでは、資料7から資料9まで一括で御報告いたします。

初めに、資料7、第12回地区ふれあいスポレク大会の開催について報告をいたします。

本大会は、スポーツ、レクリエーション活動を通じて、市民相互の融和と親睦を深め、心身の健康を培うため実施をするものでございます。

主催は武蔵村山市教育委員会、主管は市内4地区のふれあいスポレク大会実行委員会でございます。

開催日は10月15日日曜日、なお、雨天の場合は各実行委員会の判断により、午前7時に中止決定をいたします。

各地区の対象自治会は、資料にお示しのとおりとなっております。

会場は、中藤地区が第一中学校校庭、西部地区が総合運動公園運動場第2運動場、南部地区が大南公園野球場、北部地区が雷塚小学校校庭となっております。各地区の実行委員会役員、プログラム等については、資料にお示しのとおりとなっております。

教育長におかれましては、各地区での激励をよろしく願いいたします。また、教育委員の皆様におかれましては、今年も各地区に分かれて開会式での御挨拶をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、資料8、平成29年度少年少女スポーツ大会第34回少年少女サッカー大会の開催について報告いたします。

主催は武蔵村山市教育委員会、主管は武蔵村山市サッカー協会でございます。

開催日は11月11日土曜日の1日間で、小雨の場合は実施をいたしますが、やむなく中止となった場合は、翌12日日曜日を予備日としております。

大会は、総合運動公園運動場の第1運動場及び第2運動場で実施いたします。

開会式は午前8時から、閉会式は試合終了後、参加チーム数にもよりますが、午後4時頃

から第2運動場で実施する予定でございます。

参加資格は、小学4年生から6年生までの児童で、保護者が出場を認めた者としております。

部門は、男子の部と女子の部を設けておりますが、男女混合チームは男子の部となります。大会は各ブロックによる予選リーグ戦を行い、各ブロックの1位、又は参加チーム数によっては2位の上位チームを含めた決勝トーナメントを実施いたします。

試合時間は15分ハーフ、ハーフタイム5分といたします。

教育長並びに教育委員の皆様におかれましては、開会式及び閉会式に御出席をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、資料9、第45回武蔵村山市民駅伝競走大会の開催について報告いたします。

今年の市民駅伝競走大会につきましては、12月10日日曜日に開催をいたします。主催は武蔵村山市教育委員会、主管は武蔵村山市陸上競技協会でございます。

午前9時から総合体育館駐車場において開会宣言を行い、午前9時45分から小学生の部、女子の部、中学生の各部がスタートいたします。また、午前10時から一般の部と地域の部がスタートいたします。

表彰式については、午後0時30分頃からを予定しております。

コースについては、資料としてコース図を添付してございますが、警察等との協議の結果、選手の安全面を考慮いたしまして、青梅街道の宿交差点から西側、岸交差点までの間は走行を廃止いたしまして、総合体育館南側に位置する主要市道第17号線の一部を走行するコースに変更いたしました。総合体育館をスタート、ゴール地点とする全6区間で、青梅街道の宿交差点から大曲り交差点間を2周する14.87キロメートルのコースとなりまして、昨年より約400メートル距離が短くなっております。

大会当日は、午前9時30分から正午までは青梅街道等において交通規制が実施されますので、車両での移動はできませんので、よろしく願いいたします。

参加チームの募集案内につきましては、10月1日号の市報で行うこととしておりまして、10月5日から先着順で受付をいたします。募集チーム数は先着140チームとしておりまして、参加料は1チーム当たり6,000円となっております。ただし、小学生の部、中学生の部については無料でございます。

今年も特別参加チームといたしまして、栄村チーム、そして横田基地チームにもお声をかけをいたします。

教育長並びに教育委員の皆様におかれましては、開会宣言、表彰式等に出席をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 今年度コースの変更がありましたので、よろしくお願いいたします。

続きまして、10点目のその他でございます。

2点報告いたします。

1点目、平成30年度使用道徳教科書採択協議会の発言についての質問書について、2点目、平成30年度使用道徳教科書採択協議会のやり直しを求める申し入れ書についてでございます。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

佐藤学校教育担当部長。

○佐藤学校教育担当部長 平成29年9月11日付で武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会から平成30年度使用道徳教科書採択協議会の発言についての質問書が届きましたので、御報告いたします。

お手元に事前に配付させていただいております同会からの質問書があるかと思っておりますので、あわせて御覧ください。

質問の内容ですが、

「私たちは今回の小学校道徳教科書採択に当たり、採択要項や委員会運営のあり方などについて、貴委員会にいくつかの点で要望を申し入れました。

貴委員会のご努力により、採択要綱や委員会の運営・教科書展示会の土曜日開設・傍聴等いくつかの点に改善・実行されたことに改めて敬意を表します。

また、各教育委員の方がていねいに教科書を読み、子どもの成長を願う立場からの多数のご意見は、教科書採択への真摯な姿勢を感じました。

しかし、別途提出いたしました、「道徳教科書採択協議会のやり直しを求める申し入れ書」とともに、採択手続きにおけるいくつかの発言について疑義も生じました。つきましては以下の点についてご回答をお願いします。

①展示会の市民意見に「偏った意見があった」との発言がありました。展示会は市民の公正・公平な意見収集を求めるものであり、どのような意見がどの程度寄せられたのか実直に考慮されるべきです。

「偏った」というのは、特定の価値観に立脚する前提で一方の意見を封じることを意図しているような懸念を生じさせるものです。この点について発言の趣旨、および現時点におい

ての貴委員会の見解についての回答をお願いいたします。

②道徳の教科化の趣旨に関する説明や、各委員の教科書推薦の理由において、道徳教科化が「いじめ」対応かのような発言がありました。

私たちは、教科化は本来のねらいを隠して、「いじめ問題」が教科化のために使われてしまったと考えています。

大津のいじめ事件が起きた中学校は、当時、文部科学省指定の「道徳教育実践研究事業」推進校であったのはご存じのことと思います。

道徳教育推進校であった事実を隠して教科化を進めたことにも触れて欲しかったと思います。

この点についての回答をお願いいたします。

③教科書の推薦にあたり、複数の委員が国旗・国歌の取り扱いについて重要視されていました。

憲法の本質であり教育の原点として、道徳で大事にしたいのは個人を尊重した生き方だと思います。その上で、国についてどのように考えるかを学ぶのが大事な視点ではないかと思っています。

したがって、愛国心そのものや、愛国心があるとしても「国旗・国歌」をどう捉えるかは、子どもたち個人がそれぞれの価値観に基づいて判断すべきことです。

道徳教科書採択にあたり、「国旗・国歌」の取り扱いを重視する発言の趣旨及び現時点における当該発言の適否に関する貴委員会の見解をご回答ください。

このことについて、9月30日までに文書でご回答をお願いいたします。」（原文ママ）

以上の内容の質問書でございました。

この質問書について、同会から平成29年9月30日までの回答を求められておりますが、回答するに当たり、質問内容に書かれた文意を酌み取り、正確かつ丁寧に対応し、回答を作成しようとしたしましたが、大きく4点ほど質問の趣旨を正しく理解しなければならない点がございました。そこで、平成29年9月12日付で同会宛てに平成29年9月11日付、質問書の内容に関する質問についてとの文書をお送りいたしました。

その内容ですが、次のような内容を担当の方に電話で伝えるとともに、文書で送付いたしました。

冒頭で同会から届きました平成29年9月11日付、平成30年度使用道徳教科書採択協議会の発言についての質問書について、正確かつ丁寧に回答するため確認をさせていただきたい内

容が大きく4点あることを述べております。また、なお同会が教育委員会からの回答を9月30日までに文書で求めておりますが、本日の定例教育委員会にて教育委員に御説明する必要があり、そのための議案配付が9月15日の正午であることから、9月12日中に本質問に対する御解答をいただく必要があることもあわせて述べさせていただきました。

まず、同会の質問に「①展示会の市民意見に「偏った意見があった」との発言がありました。展示会は市民の公正・公平な意見収集を求めるものであり、どのような意見がどの程度寄せられたのか、実直に考慮されるべきです。

「偏った」というのは、特定の価値観に立脚する前提で一方の意見を封じることを意図しているような懸念を生じさせるものです。この点について発言の趣旨、および現時点においての貴委員会の見解についての回答をお願いいたします。」（原文ママ）とありましたので、この点について次のように質問をいたしました。

質問1、「「偏った」というのは、特定の価値観に立脚する前提で、一方の意見を封じること」と説明をされております。貴会において「偏る」という言葉の国語的意味について、どのような意味で捉えこのような解釈をされたのか、貴会が捉えた「偏る」という言葉の解釈を添えて御説明をお願いいたしますと質問いたしました。

次に、同会の質問書に「②道徳の教科化の趣旨に関する説明や、各委員の教科書推薦の理由において、道徳教科化が「いじめ」対応かのような発言がありました。

私たちは、教科化は本来のねらいを隠して、「いじめ問題」が教科化のために使われてしまったと考えています。

大津のいじめ事件が起きた中学校は、当時、文部科学省指定の「道徳教育実践研究事業」推進校であったのはご存じのことと思います。

道徳教育推進校であった事実を隠して教科化を進めたことにも触れて欲しかったと思います。

この点についての回答をお願いします。」（原文ママ）とありましたので、この質問に対し2点質問をいたしました。

質問の2、「教科化は本来のねらいを隠して」とあります。貴会が考える本来の狙いが質問書の中にある文章からは読み取ることができませんでした。また、「隠して」とありますが、誰がどのように隠しているのかについても読み取ることができません。貴会が考える本来の狙いとは何か、それをどのように隠しているのかについて、貴会の考えの詳細の御説明をお願いします。

質問3、「道徳教育推進校であった事実を隠して教科化を進めた」とあります。大津のいじめが起きた中学校が道徳教育推進校であった事実を隠してとは、具体的に何をもって事実を隠したとおっしゃっているのかが読み取れません。また、教科化を進めたとありますが、その主語が記述されていないため、求められている質問の趣旨が読み取れません。貴会が事実を隠したと言われている根拠及び教科化を進めた主体となる本文の主語をお示しいただき、いつ、どこで、誰が隠したり、教科化を進めたかについて御説明をお願いいたしますと質問をいたしました。

最後に、同会の質問書に「③教科書の推薦にあたり、複数の委員が国旗・国歌の取り扱いについて重要視されていました。

憲法の本質であり教育の原点として、道徳で大事にしたいのは個人を尊重した生き方だと思います。その上で、国についてどのように考えるかを学ぶのが大事な視点ではないかと思えます。

したがって、愛国心そのものや、愛国心があるとしても「国旗・国歌」をどう捉えるかは、子どもたち個人がそれぞれの価値観に基づいて判断すべきことです。

道徳教科書採択にあたり、「国旗・国歌」の取り扱いを重視する発言の趣旨及び現時点における当該発言の適否に関する貴委員会の見解をご回答ください。」（原文ママ）とありましたので、この点について次のように質問をいたしました。

質問の4、学習指導要領及び学習指導要領解説特別の教科道徳編については、既に読まれているかと存じますが、内容項目は、小学校第1、第2学年で19項目、小学校第3、4学年で20項目、小学校第5、6学年及び中学校で22項目ございます。道徳で大事にしたいのは、個人を尊重した生き方と書かれていますが、その内容項目の間に軽重があるとお考えでしょうか。貴会としてのお考えを確認させていただきたく、回答をお願いいたしますとの質問をいたしました。

なお、冒頭でも述べさせていただきましたが、同会からの質問書では、教育委員会に対し9月30日までに回答を求めております。そのためには、本日の教育委員会で委員の皆様にお諮りしなければならず、委員の皆様は9月15日の議案配付に間に合うようこちらからお送りいたしました質問書の内容に関する質問についてに対する同会からの回答をいただかなければなりません。このことを踏まえ、同会の担当の方に9月13日に委員会からの回答期限につきまして確認しましたところ、9月30日の回答ではなくてよいとお話がありましたので、同会からの回答を待つ、改めて委員の皆様にお諮りさせていただきたいと思えます。

続きまして、平成29年9月11日付で同じく武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会から平成30年度使用道徳教科書採択協議会のやり直しを求める申し入れ書が届いておりますので、御報告いたします。

お手元にあります申し入れ書をあわせて御覧ください。

文書についてですが、申し入れの趣旨と申し入れの理由の大きく2つで構成されております。

申し入れ書の内容についてです。

まずは、申し入れの趣旨についてです。

「1 武蔵村山市における平成30年度使用道徳教科書採択協議会の採択手続きには著しい瑕疵が存在するため、速やかに採択のやり直しを求めます。

2 本申し入れに対して、貴委員会として平成30年度使用道徳教科書採択協議会の採択手続きをやり直すか否か及びその理由について、下記の「申し入れ理由」記載の内容を踏まえて、平成29年9月30日までに文書による回答を求めます。」（原文ママ）

続きまして、申し入れの理由についてです。

「1 採択手続きの経過

本年8月18日に行われた武蔵村山市における平成30年度使用道徳教科書採択協議会の採択手続き（以下「本手続き」といいます。）においては、資料作成委員会の報告・質疑応答に続き、「協議」と称して、まず各教育委員がそれぞれいずれの発行社の教科書を推薦する意見を述べました。

この際、特定の1つの教科書を推薦した委員もいれば、それぞれの特長を示して複数の発行社の教科書を推薦した委員もいました。

私たちが聞いている限り、4人の方の意見表明の時点で、東京書籍を上げられた方が3名、学校図書2名、光村1名、教育出版2名でした。

各教育委員の推薦した発行社が明確に分かれているにもかかわらず、持田教育長は意見交換や意見集約の機会をもうけませんでした。

持田教育長はその後すぐに、「総合的に判断して」教育出版でよいかという旨の確認をとり、教育出版株式会社の教科書を正式な委員会としての提案としてしまいました。

休憩後、教育出版株式会社の提案に対し、結果的には何ら質疑や討論が行われることなく、そのまま採択がなされました。

2 採択における著しい瑕疵

上記のとおり、道徳教科書の採択にあたり、各委員は「協議」の当初に一度ずつ意見を述べたのみで、その後は全く議論がなされないままに、持田教育長が「総合的に判断して」との理由で提案した教育出版株式会社となりました。

本来、上記のように、各委員がそもそも1社に特定できていない場合には、まず各委員が1社に絞り込み、その後5名の委員が1社ずつ推薦し、議論を踏まえて再度意見を確認して最多数の発行者と決するか、委員間の意見交換によって候補を絞込んだうえで意見の一致を試みるかのいずれかの方法がとられなければならないはずであります。

実際に他の自治体では、概ねそのような方法がとられています。

ところが、そのいずれの方法もとられずに、一個人の「総合的に」という極めて抽象的な理由で提案する発行者が決められたことは、高度な手続きの透明性が求められる教科書採択手続きにあつて極めて不適當といわざるを得ません。

また、教科書採択が教育長等の特定の個人ではなく、複数名から構成される教育委員会に付託された趣旨は、偏った価値観や特定の個人の判断によって決することのないようにするためです。そして、教育委員がそれぞれの価値観に基づき多様な意見を述べ、採択するにふさわしい教科書を教育委員会の場で十分に議論することが求められる点にあります。

この点、既述のとおり本手続きにおいては全く意見交換がなされないままに採択されており、採択を教育委員会に付託した趣旨にそっていないといわざるを得ません。そして、このような重大な瑕疵が存在するからには、「質疑」「討論」「採択」という手続きが形式的に行われても、採択されたとは認められません。

上記の理由から教科書採択のやり直しを求めるものです。」（原文ママ）

同会からの申し入れ書の内容は以上でございます。

委員の皆様のお意見をお聞きして、同会への回答を作成させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

報告は以上でございます。

○持田教育長 ただいまの報告について、質問、また御意見等がございましたらお願いいたします。

土田委員。

○土田職務代理者 ただいまの報告ですが、確認をさせていただきます。

教科書採択についての質問書と採択のやり直しを求める申し入れ書ですが、9月30日までに回答を求めているのは申し入れ書のみでよろしいですか。



○持田教育長 佐藤学校教育担当部長。

○佐藤学校教育担当部長 そのとおりでございます。

○持田教育長 土田委員。

○土田職務代理者 先ほど教育長報告の部長報告の中から議会の報告がございましたが、その中にも道徳教科書の採択にかかわる質疑がありました。インターネット配信で拝見もさせていただきました。

その答弁にもありましたように、教科書採択は、関係法令に基づく適切に実施されたものでありまして、私たち各委員は一人一人が事前に教科書の内容を確認し、調査委員会からの意見等もいただきながら、その上でそれぞれが意見を述べて、教育出版の道徳の教科書を採択したわけでありまして。回答については、適切に採択は行われておるわけですから、やり直しはしないということによろしいと私は考えます。

以上です。

○持田教育長 他に御意見、御質問等がありましたらどうぞ。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○持田教育長 特になしということでございますが、回答作成についていかがでしょうか。

佐藤学校教育担当部長。

○佐藤学校教育担当部長 ただいま御意見をいただいたところでございますので、この御意見を踏まえまして、要望書に対する回答を作成させていただきたいと思っております。

なお、内容につきましては、事務局に一任いただきますようお願いいたします。よろしく  
お願いいたします。

○持田教育長 それでは、同会への回答につきましては、ただいまいただきました御意見を踏まえて、9月30日までに回答することといたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 教育長報告は以上でございます。

その他、全体の教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

島田委員。

○島田委員 市議会の一般質問にて、特別支援教室の進捗状況を問われていますので、私も2点ほど確認したいがよろしいでしょうか。

資料1です。

平成30年には、全校に設置されます特別支援教室ですが、通う児童は増えているのでしよ

うか。また、そちらの教室で学ぶということは、医師の診断の有無は必要なのでしょうか。

2点お願いいたします。

○持田教育長 それでは、資料1、田口議員の質問でございますが、特別支援教室の内容について、1点目、通う児童・生徒数、2点目、医師の診断が必要かということです。回答はどちらになりますか。

佐藤学校教育担当部長。

○佐藤学校教育担当部長 ただいま委員から御質問のありました特別支援教室に関わる質問の2つあったかと思えます。

そのまず1つ目の特別支援教室ですけれども、平成28年度からこの特別支援教室は市内小学校に設置をし、30年度で全校ということになります。数が増えているかというところにつきましてのまず御質問ですけれども、一番最初に、平成28年度に開設いたしました村山学園を拠点校とし、そして大南学園第七小学校、雷塚小学校を巡回校として設置した部分、学校の子供たちの数ですけれども、開設当初は、この村山学園の拠点校とするグループにつきましては、41名という数でございましたが、今年度の開設2年目に当たっては、61名ということで20名ほど増えておりますので、開設によりこの数は増えているということかというふうに思っております。

続きまして、2点目ですけれども、この特別支援教室の入級に当たってということでございますが、こちらにつきましては、最終的には医師の診断を受けてということになります。

以上でございます。

○持田教育長 ただいま2点ありました。いかがですか。

島田委員。

○島田委員 軽度の知的障害や学習障害などの発達障害は、小学校高学年以降の時期に気付かれることが多いと聞いていますので、児童の自尊感情が低下する前に周りの適切なサポートが大切だと思いますので、あまり形式にこだわらず支援していただけたらと思います。

○持田教育長 よろしいですか。

○島田委員 はい。意見です。

○持田教育長 手続等については必要ありますか。そこに入級するための手続等の説明は必要ですか。

○島田委員 何となく医師の診断が必要ということで、想像はつきますが。

○持田教育長 よろしいですか。

では、入級の手続についての説明をお願いします。

佐藤学校教育担当部長。

○佐藤学校教育担当部長 入級の手続というところで申し上げますと、特別支援の必要な、配慮の必要なお子さんを学級等で担任が確認をした場合、通常ですと校内で設置されております校内支援委員会にかけまして、そちらで特別支援教育コーディネーターを中心に、また管理職とともにその子の状況についての把握に努めるところでございます。その後、学校におりますスクールカウンセラーとの相談、又は教育センターにございます相談室における相談員との相談、そういったものを進めながら、医師等の診断、又はテスト等を取りまして、WISC等のテストを取りまして、状況の確認をしてみたいです。何分にも保護者と連携をしながら、その支援の必要な子どもの状態を確認し、入級へ向けてということになります、最後は入級の委員会におきまして、医師の診断等を踏まえて入級判定を行うということになります。

以上でございます。

○持田教育長 島田委員、よろしいでしょうか。

○島田委員 はい。ありがとうございました。

○持田教育長 その他いかがですか。よろしいですか。

土田委員。

○土田職務代理者 1点よろしいですか。

先ほど教科書採択問題について、いろいろと御説明を受けたり、私も意見を述べさせていただきましたが、過日9月11日の第3回定例市議会一般質問の質疑内容をインターネット配信での拝聴をいたしました。この中で私たち委員会が採択した内容について、瑕疵があると一方的に発言もされておられました。法にのっとり進んできたその行為を一方的に瑕疵があると決めつけられたわけです。

そんな中において、委員の発言、感想、市民の教科書の採択にかかわる本を閲覧した結果のアンケート調査、それらの感想の意見、これを全般的に見てこういうふうに偏った意見が多いですねという感想を述べたことについて、その発言を市民を冒瀆した発言であると、そういうふうに位置付けられました。これは公の場で発言をされたわけですがけれども、我々の意見というのは、もちろん誰にも制約されることはないというふうに私は思っております。みんなが言論の自由を基本に、現代社会では民主的にも行っている活動、そういった中において一部分を捉えて公の場で委員の発言を制約している、そういうふうに私は感じました。

一方で、経験年数が浅い委員だから意見を述べることはできないだろう、そういう発言もありましたが、いかがですか。事務局として、私たち経験の少ない委員は、委員会について、そういった発言ができないような行動をとっているというふうに感じておられますか。そこだけ教えてください。

○持田教育長 内野教育部長。

○内野教育部長 私の感想ということでございますが、当然全ての教育委員会に出席をさせていただいております。その際には、教育長のほうから各委員4名の、教育長を含めると5名ですが、4名の委員の皆様にも均等に発言の機会を与えている。皆さんも積極的に、先ほども島田委員から御質疑ありましたように、積極的に質疑がなされているというふうに感じております。

以上でございます。

○持田教育長 土田委員、よろしいですか。

○土田職務代理者 あくまでも私はその感想を述べたものであって、その質問をされた方々を反対に指摘することはございません。みんな言論の自由です。ただ、個々への指摘というのは、若干結果的に拝聴した中では、気持ち的には穏やかではなかった、不愉快な気持ちにもなりました。そういうような感想を今回一般質問の質疑を伺ってそういうふうに感じました。これは私の感想です。

以上です。

○持田教育長 その他いかがですか。よろしいですか。

本木委員。

○本木委員 私は、一般質問の中の4ページの藤野議員の歴史民俗資料館分館のことでちょっと要望といいますか、先日、開館以来ちょっと寄らせてもらったんです。それでちょっとお話をいろいろさせてもらっていたら、お子さんも見えるような話が出て、当時の写真があります。今の写真があつたらいいね、比べられるねという話と、それとやっぱり戦時中というんですか、難しい言葉で書いてあるようなところをやっぱりお子様にもわかるような、子どもたちもわかるようなちょっと現代語じゃないけれども、そんなような説明もあればいいんじゃないかなというようなそんなようなことを聞いてきたものですから、もしできればそういったこともお願いをしたいと思ひまして話させていただきました。

それともう一つなんですけど、放課後子ども教室でまだ2校実施されていないんですが、以前も多分そんな話出たと思うんですが、いろいろ事情があつてできないというのはわかって

いるんですが、なるべくやっぱり平等ということですか、各学校にあったほうがいいのかと思うので、ぜひ努力をしていただいて実施できるようにしていただければありがたいなと思うので、要望ということでお願いいたします。

以上です。

○持田教育長 ただいま本木委員から歴史民俗資料館の表記等についてと、2点目に放課後子ども教室の今後の見通しについての質問がありました。事務局から何かありますか。要望ということなんですけれども、何かありましたら説明をお願いします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 歴史民俗資料館の分館につきましては、昨年9月25日に開館をいたしたところです。展示につきましては、市内にある軍事施設を中心に展示の構成をしてきているわけですが、文化財の保護審議会の委員さん等の監修をいただきながら展示のほうはつくってまいりました。そういった中で、なかなかお子さんたちにわかるようなという部分でございますので、機会を捉えて、例えば特別展を実施するですとか、企画展を実施するようなそういったところでそういった部分についても考えてみたいと思っております。

それから、放課後子ども教室につきましては、現在、第三小学校、第十小学校のほうでまだ未開設ということでございます。こちらにつきましては、事務局としては、余裕教室の状況等も伺いながら、まだ未開設となっている学校に対して開設のお願いをしてきているところですが、今後も引き続きお願いをしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○持田教育長 その他ありますか。

杉原委員。

○杉原委員 一般質問のほうの3ページなんですけれども、これは要望ということでお願いしたいんですが、遠藤議員さんが3つ目に防犯カメラの増設についての検討ということでお話しなさっているんですが、回答について、平成30年度に5基ずつの設置を予定しているというふうな回答があるわけですが、安全の配慮とか確保というのは、今現在、人的な支援もなさっていますし、また放送で地域への啓発も行われているわけですが、安全の確保というのはやり過ぎるということはないと思うんです。やはり子供の安全というのは何より重視したいというふうに思いますので、予算面のこともあろうかと思えますけれども、なるべく早く、早目に、早目にということで防犯カメラなどの増設もやっていただければありがたいなと思います。

それから、8番目の高橋議員の学力の向上についてということで、これは本当に本市の市民たちの切なる願いだと思います。そういうことで、授業の改善とかいろいろ行われているわけですが、複合的な取組で着実に子供たちの学力を伸ばしていただければということで、これは要望です。

以上です。

○持田教育長 ただいま杉原委員から防犯カメラについてと学力向上についての御意見と要望がありました。事務局から何かありましたらどうぞ。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 それでは、1点目の遠藤議員の通学路防犯カメラの件につきまして、御説明等させていただきたいと思います。

こちらにつきましては、答弁要旨でございますように、原則といたしまして、当初は他校と同様に5基ずつを平成30年度に設置するという方向で今検討しております。その後、時間が経過するに従いまして、社会情勢等を判断して、当該地区について増設が必要だと認められるような事情がありましたら、その際につきましては増設等も検討していきたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○持田教育長 設置状況について、全校設置のことを説明していただきたいと思います。

○井上教育総務課長 申し訳ありません。

今の防犯カメラの設置状況でございますが、昨年度、雷塚小学校と大南学園第七小学校に設置をしております。また今年度は、第二小学校、第三小学校、第九小学校に設置を予定しております。続きまして、30年度に第三小学校、第八小学校、第十小学校、村山学園に設置を予定しています。

失礼しました。本年度は、第一小学校と第二小学校と第九小学校でございます。

○持田教育長 結構です。3年間で全校設置するということで理解していますけれども、よろしいですか。

○井上教育総務課長 はい。申し訳ございません。そのとおりでございます。

○持田教育長 3年間で全校設置するということでもあります。

○杉原委員 なるべく前向きにということでよろしくをお願いします。

○持田教育長 土田委員。

○土田職務代理者 ただいま杉原委員さんの発言にありましたように、非常に防犯カメラの設置、大変現代社会においては必要だと、このように認識しておりますが、さらにこの防犯カ

メラというのは、結果を記録するものであって、例えば犯罪の抑止力、それにもつながる、あることによって制御できる、そういう狙いもあると思うんですけども、単純にカメラの設置だけでなくアピールする、いわゆる防犯カメラを設置というような何かそういうようなこともあわせて行ったほうが効果があるんじゃないかと。一方で、先ほども人的な支援も犯罪抑止で行っているというふうなお話もありましたが、それらについてもカメラに頼ることなく、その辺の人的支援について、非常に事が起きてからでは大変です。それらを踏まえて、今後、力を入れてくださるよう要望をしておきます。

以上です。

○持田教育長 要望でよろしいですね。

○土田職務代理者 はい。

○持田教育長 2点目はどうでしょう。

勝山指導・教育センター担当課長。

○勝山指導・教育センター担当課長 先ほど杉原委員より学力向上に向けた複合的な取組を進め、児童・生徒の学力向上を図っていただきたいという御要望をいただいたところでございます。市議会の一般質問のほうでは、新しい学習指導要領への改訂を踏まえた授業改善について答弁をしているところでございますが、先ほど杉原委員からいただいた御意見のように、そして先ほど教育長報告で御説明をいたしました、教員研修、あるいは授業実践交流会、そして東京ベーシックドリルの活用等さまざまな手だてを講じながら、複合的に児童・生徒の学力を向上させていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 杉原委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

○杉原委員 よろしくお願ひします。

○持田教育長 その他ありますか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○持田教育長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって教育長報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 その他

○持田教育長 日程第4、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○持田教育長 事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 事務局からはございません。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、これをもってその他を終わります。

---

#### ◎閉会の辞

○持田教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成29年第9回教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時29分閉会